

島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	指摘日	資料の該当箇所				コメント内容	回答日	回答	資料等への 反映箇所	備考
		ヒアリング 資料番号	図書種別 目録番号	図書名称	該当頁					
1	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.25,26等	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、「関連配管」など異なる耐震クラスで同一の名称を記載している場合には、それぞれの耐震クラスが適用される範囲を明確にすること。	2022/5/13	表2-2では、申請設備の耐震重要度分類を整理して示すことを目的として、系統単位で関連配管を記載しています。配管系の耐震重要度分類の詳細な範囲は主要設備リストによりお示していることから、表2-2は現状のままとさせていただきます。	-	
2	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.23	「表2-2 設計基準対象施設の申請設備の耐震重要度分類」について、主蒸気隔離弁漏えい制御系など今回撤去する設備についても記すこと。	2022/5/13	主蒸気隔離弁漏えい制御系の除却に伴い、表2-2の凡例に「×印は撤去する設備」を追記し、表内の該当箇所へ「主蒸気隔離弁漏えい制御系」を撤却することを追記しました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.23,27	
3	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.7	設計基準対象施設、設計基準対象施設を兼ねる重大事故等対処設備、常設重大事故防止設備、常設重大事故防止設備(設計基準拡張)、常設重大事故緩和設備、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)の関係性について、図式化する等により簡潔に説明すること。	2022/5/13	設計基準対象施設、重大事故等対処設備および、重大事故等対処設備(設計基準拡張設備)の関係性について、補足説明資料(NS2-補-023-15)のとおり整理しました。	NS2-補-023-15「重大事故等対処設備の分類及び耐震設計の概要」	
4	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.54等	「表4-1 重大事故等対処施設の耐震設計上の分類施設」について、*1が付されている設備の波及的影響評価の考え方(間接支持構造物への波及的影響評価を実施する)に対する、*1が付されていない設備の波及的影響評価の考え方を説明すること。	2022/5/13	表4-1の波及的影響を考慮すべき設備に対する注記*1について、*1は間接支持構造物のみへ波及的影響があるものを指していることを明確にしました。	NS2-添2-001-04「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.52,83	
5	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.86	サイフォンブレイク配管について、重大事故等対処施設だけではなく設計基準対象施設のSクラス設備にも分類されることを明確にすること。	2022/5/13	サイフォンブレイク配管は、技術基準に関する規則第69条(使用済燃料貯蔵槽の冷却等のための設備)に基づく重大事故等対処施設であり、設計基準対象施設に該当しません。	-	
6	2021/11/10	NS2-添2-001-04	耐震(基本方針)(VI-2-1-4)	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	-	非常用取水設備や230V系充電器(常用)等について、重大事故等対処施設としての設備分類が、常設重大事故緩和設備(設計基準拡張)ではなく、設計基準対象施設を兼ねる常設重大事故緩和設備に分類される理由を説明すること。	2022/5/13	重大事故等対処設備(設計基準拡張)又は重大事故緩和設備(設計基準拡張)は、設置許可基準規則の各逐条要求に対するSA設備ではなく、有効性評価において機能を期待する設計基準対象施設という整理です。例えば、230V系充電器(常用)については、設置許可基準規則57条の要求に基づき、可搬型直流電源設備として使用する重大事故等対処設備として整理しているため、重大事故等対処設備(設計基準拡張)には該当していません。	-	
7	2021/11/10	NS2-添2-001-04(比)	比較表(VI-2-1-4)	先行審査プラントの記載との比較表(VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針)	P.5	車両型の間接支持構造物はどのようなものであるか及びその有無を明確にすること。	2022/5/13	先行プラントでは常設の重大事故等対処施設として車両型のガスタービン発電設備がありますが、島根2号機には該当設備がありません。	-	
8	2023/2/22	NS2-他-103改01	その他	島根原子力発電所第2号機 指摘事項に対する回答整理表(耐震基本方針:耐震重要度分類)	P.3,4他	各資料の変更箇所及び理由について分類し、説明すること。	2023/3/22	2022年5月のヒアリング資料からの変更箇所が分かるように比較表を作成し、NS2-他-342のとおり整理しました。	NS2-他-342「重要度分類表の変更点について」	
9	2023/2/22	NS2-添2-001-04改02、NS2-補-023-03改05	補足説明資料	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針 下位クラス施設の波及的影響の検討について	P.22,158	TSW放水ラインの重要度分類他について、整理して説明すること。	2023/3/22	屋外配管ダクト(タービン建物~放水槽)及びタービン建物に設置されているタービン補機海水系他放水ラインについて、補足説明資料(NS2-補-027-10-108)のとおり耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分を整理し明確になるよう図示しました。	NS2-補-027-10-108「タービン補機海水系他放水ラインの重要度分類の整理について」	
10	2023/2/22	NS2-添2-001-04改02	補足説明資料	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.35	主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管トンネル温度高)について、Sクラス機器の違いを説明すること。	2023/3/22	「主蒸気隔離弁閉信号(主蒸気管トンネル温度高)」のうちSクラス機器は原子炉建物に設置してあるものであり、Cクラス機器はタービン建物に設置してある機器となります。また、Sクラス、Cクラス機器の違いが分かるように注記*4で機器番号を追記しました。	NS2-添2-001-04改03「VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針」P.35,59	

島根原子力発電所第2号機 工認記載適正化箇所(耐震基本方針:耐震重要度分類)

No.	図書番号	図書名称	該当頁	適正化内容	提出年月日	備考
No1～111については、NS2-他-103改05にて整理済みのため省略。						
112	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.13	非常用ガス処理系(排気筒(非常用ガス処理系用)含む)の間接支持構造物として、「屋外配管ダクト(タービン建物～排気筒)」及び「排気筒の基礎」を追記しました。	2023/6/1	
113	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.22	屋外配管ダクト(排気筒)を排気筒の基礎に含むとしたため、注記*8について以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)・・・排気筒の基礎、屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)及び屋外配管ダクト(排気筒)をいう。 (新)・・・排気筒の基礎及び屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)をいう。	2023/6/1	
114	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.22 他	下位クラス施設である「放水槽」、「補助消火水槽」及び「浄化槽」について、損傷することを前提としているため波及的影響を考慮すべき施設から削除しました。 同様に、「2号機放水路」、「3号機放水路」、「1号機取水管」及び「施設護岸」による波及的影響を踏まえて、上位クラス施設である防波壁の評価を実施することから、波及的影響を考慮すべき施設から削除しました。	2023/6/1	
115	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.40,45,79	排気筒の基礎上の構造物は排気筒の基礎と一体構造であることから、以下のとおり記載を適正化しました。(下線部参照) (旧)屋外配管ダクト(排気筒) (新)排気筒の基礎	2023/6/1	
116	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.45	排気筒の基礎へ波及的影響を考慮すべき施設として、「ディーゼル燃料移送ポンプエリア防護対策設備」及び「ディーゼル燃料貯蔵タンク室」を追記しました。	2023/6/1	
117	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.48,92	排気筒の基礎上の構造物は排気筒の基礎と一体構造であることから、「屋外配管ダクト(排気筒)」の記載を削除しました。	2023/6/1	
118	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.57	間接支持構造物である「屋外配管ダクト(タービン建物～放水槽)」について、同項(8.その他発電用原子炉の附属施設)中に記載があるため削除しました。	2023/6/1	
119	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.58	波及的影響を考慮すべき施設である「ディーゼル燃料貯蔵タンク室」について、同項(8.その他発電用原子炉の附属施設)中に記載があるため削除しました。	2023/6/1	
120	NS2-添2-001-04改06	VI-2-1-4 耐震重要度分類及び重大事故等対処施設の施設区分の基本方針	P.67	波及的影響を考慮すべき施設である「2号機南側盛土斜面【Ss】*」について、上位クラス施設の記載がないため削除しました。	2023/6/1	